

特別支援学校

知的障害教育校総合補償制度

特別支援学校(知的障害教育校)で 約3人に1人 が加入しています!

※加入実績 約35,000人(2021年実績)



(こども総合保険)

PTAで
ご加入いただくと
30%
割引*



保険料の払込みは口座振替(年1回)で翌年からは自動更新

申込方法	オンライン申込み	加入依頼書申込み
申込締切日	2022年5月24日(火) 申込み完了まで	2022年5月6日(金)
補償期間(保険期間)	2022年6月1日午前0時から 2023年6月1日午後4時まで	
掛金口座振替日	2022年7月12日(火) ※お申込みの時期によって口座振替日が翌月になる場合があります。	

申込締切日以降もお申込可能ですが、補償開始日時の詳細はパンフレットの取扱代理店までお問い合わせください。

- 東海北陸・長野地区取扱代理店

ジエイアイシーセントラル株式会社

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄5-28-19 アルティメイトタワー栄Vビル9F

0120(758)625 拠点: 名古屋、金沢、静岡、長野

受付時間: 午前9時~午後5時まで (土・日・祝日・年末年始を除く)

ご加入いただく皆様へ

本書裏面の補償概要および別紙の重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」など)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容を必ずご確認ください。なお、この補償制度に関するお問合せは、上記の取扱代理店または本書裏面の引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、上記の取扱代理店までお問い合わせください。

*割引率について: このパンフレットで案内している保険商品の算出基準である保険料(加入者数20名未満の団体における保険料)に対しての割合を示します。適用される割引率は前年度の加入者数、過去の損害率等に応じて決定します。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので予めご了承ください。

**補償期間
(保険期間)**

**2022年6月1日午前0時から2023年6月1日午後4時まで
(継続加入は午後4時)**

※上記補償期間開始以降もお申込いただくことが可能となります。お気軽に取扱代理店まで問い合わせください。

おすすめプラン

プラン表(補償項目／保険金額)		D4プラン (1年間補償)	C4プラン (1年間補償)	B4プラン (1年間補償)	A4プラン (1年間補償)
割引適用前制度掛金	27,810円	21,620円	15,370円	12,350円	
1年分の制度掛金 (一時払)	18,000円	14,000円	10,000円	8,000円	
基本 補 償 傷 害 (ケ ガ) 補 償	個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	3億円	1億円	3,000万円	3,000万円
	育英費用 (一時金) ★	500万円	300万円	補償されません	補償されません
	死亡保険金 ★■	466.6万円	368.9万円	264.3万円	123.2万円
	後遺障害保険金 ●■ (障害の程度によって) ★▲	466.6万円～約18.6万円	368.9万円～約14.7万円	264.3万円～約10.5万円	123.2万円～約4.9万円
	入院保険金 ■● 日額(180日限度) ★▲	5,800円	4,700円	4,000円	3,600円
	手術保険金 ●■ (1事故あたり1回) ★	(入院中) 58,000円 (入院中以外) 29,000円	(入院中) 47,000円 (入院中以外) 23,500円	(入院中) 40,000円 (入院中以外) 20,000円	(入院中) 36,000円 (入院中以外) 18,000円
特 約 補 償	通院保険金 ●■ 日額(90日限度) ★▲	3,000円	2,500円	2,000円	2,000円
	地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】	★の項目が 補償対象となります	★の項目が 補償対象となります	★の項目が 補償対象となります ※1	補償されません
	熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】	■の項目が 補償対象となります	■の項目が 補償対象となります	■の項目が 補償対象となります	■の項目が 補償対象となります
	細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】	●の項目が 補償対象となります	●の項目が 補償対象となります	●の項目が 補償対象となります	●の項目が 補償対象となります
2021年からの補償 特定感染症補償 【補償範囲を拡大する特約】		▲の項目が 補償対象となります	▲の項目が 補償対象となります	▲の項目が 補償対象となります	▲の項目が 補償対象となります

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。

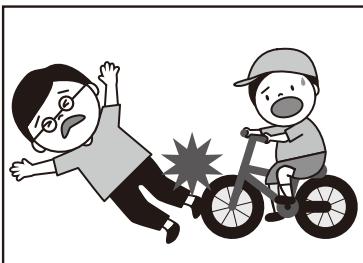
※各プランの保険金額、掛け金は、過去の実績等をもとに加入者 10,000 名以上の場合の団体割引を適用したものです。

※1 B4 プランでは育英費用補償は補償の対象とはなりません。

(注)掛け金には制度運営費 200 円が含まれています。

個人賠償

誤って他人の物を壊してしまったり、お友達にケガをさせてしまった…
他人の物や体を傷つけたことで、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。



<お支払例①>

自転車で35歳男性と衝突し、男性は脳挫傷を負い終身常時介護が必要となつた。

保険金合計/1億3,000万円



<お支払例②>

友達のメガネが欲しくなり、うしろから取り上げたとき折ってしまった。

保険金合計/19,000円



<お支払例③>

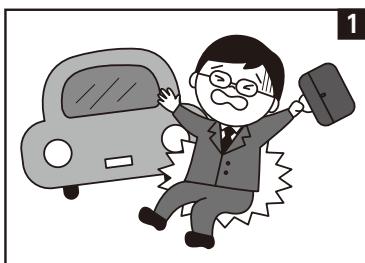
近隣の駐車場にある車のボンネットに乗り、飛び跳ねてへこませた。

保険金合計/260,000円

育英費用

お父さんが交通事故で重度の後遺障害を負ってしまった…

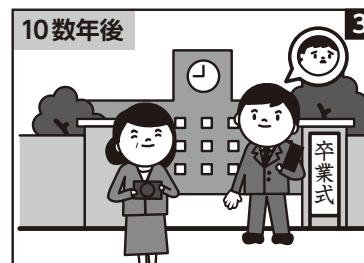
扶養者が万が一の事故で死亡や重度の後遺障害を負った際に、育英費用補償(一時金)をお支払いします。



1



2



3

<お支払例>

扶養者である父親が、仕事中の事故で死亡した。

保険金合計/5,000,000円(育英費用補償)

ケガ

毎日の学校生活だけでなく、放課後等デイサービスやショートステイの利用、地域活動への参加など、過ごし方は様々。学校が休みの日も含めて24時間補償します。



1



2



3

<お支払例>

放課後等デイサービスを利用している間に、転倒し足を捻挫。10日間通院した。

保険金合計/30,000円(通院保険金 3,000円×10日)

デジタル保険金請求のご案内

もしもの時に! 保険金をオンラインで簡単請求!

保険金請求のお手続きはこちらから →

<https://www.aig.co.jp/sonpo/service/contact/internet>



24時間
365日

いつでも、どこでも受付けます!

AIG損保のデジタル保険金請求なら、
オンラインで簡単に請求!

面倒な書類の郵送も不要!

原則3営業日以内で保険金をお支払します!

●デジタル保険金支払いの対象となる事故

ケガによる入院／通院／手術

たとえば、ケガで8日間通院した…

入院保険金

手術保険金／通院保険金



加入依頼書で新規に申込みされる方・昨年は現金で申込みされた方は

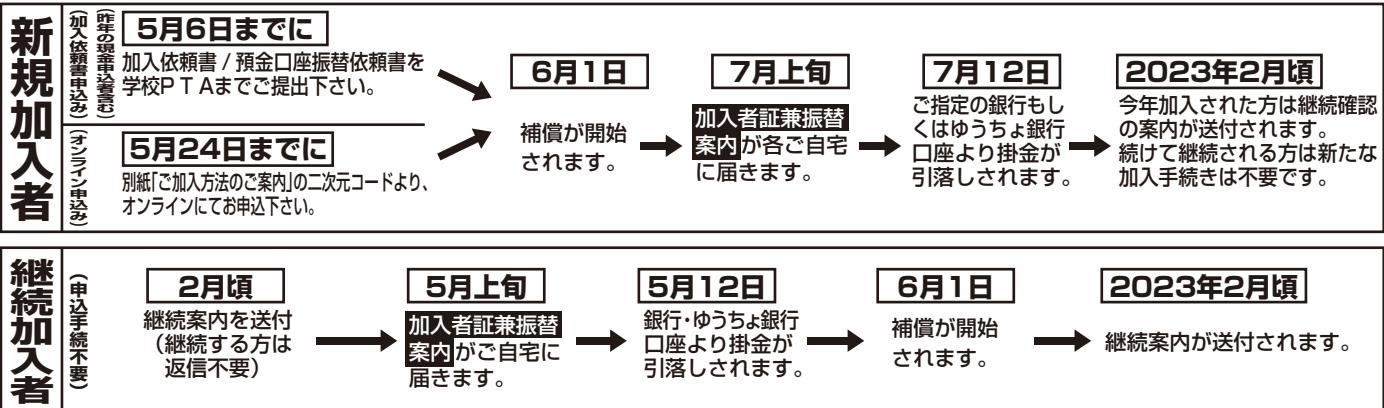
別紙加入依頼書・預金口座振替依頼書に記入捺印の上、3枚目のお客さま控を取って

5月6日(金)までに 各学校単位PTAにご提出願います。

- 5月13日頃に各学校単位PTAにて集計のうえ各地区担当取扱代理店あて加入依頼書を送付します。
- 保険期間は2022年6月1日午前0時(継続加入の方は午後4時)から2023年6月1日午後4時です。
- お申込みにあたっては、パンフレットのプランに印をつけて、加入依頼書お客さま控、重要事項説明書とともにお手元に必ず保管してください。

制度掛金の振替日は7月12日(火)です。

ご加入の流れ



加入済みで口座振替で掛金を払い込まれた方は卒業まで申込みの必要はありません。

在学中は特に申出が無い限り毎年自動更新※されますので再度加入依頼書をご提出いただく必要はありません。本年度分(2022年6月1日から1年間)の加入者証兼振替案内が5月上旬にご自宅へ郵送されますので保管してください。

※本制度は1年ごとの自動更新となります。加入者数の増減や保険金支払実績等に応じて割引率が変更となる場合や、補償制度の充実のために団体契約者と引受保険会社の合意により新たな補償内容に変更する場合がございます。これらの変更により補償金額(保険金額)・掛金(保険料)が変更となる場合がございます。変更後の補償金額(保険金額)・掛金(保険料)は更新案内にてご案内いたします。変更後の補償内容で継続を希望されないお客様はご連絡頂けますようお願いします。ご連絡がない場合、加入時の自動更新の意思に基づき契約は変更後の内容で自動的に更新されます。

制度掛金の振替日は5月12日(木)です。

(用語の説明) 補償概要中の主な用語は、下記をご覧ください。

用語	説明
あ 医 師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か 危 険 な 運 動	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
け ケ ガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 【注】こども総合保険の次の保険金については、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。 【死亡・後遺障害・後遺障害追加支払・入院・手術・通院・傷害医療費用・入院一時金・救援者費用】 ●「急激」とは、突然に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できること ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」「しもやけ」「低温やけど」「疲労骨折」「テニス肘」「野球肩」などは、補償の対象になりません。
後 遺 障 害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能的重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ 細 菌 性 食 中 毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
重 度 の 後 遺 障 害	後遺障害の程度が普通保険約款別表に定める割合で100%のもの(同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、普通保険約款または特約に定める規定により、100%に認定されるもの)をいいます。 例:両眼の失明、咀しゃくおよび言語の機能の全廢…など
手 術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。 ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
初 年 度 契 約	各特約のおいて、その特約を初めてセットした契約をいいます。また、継続契約に該当しない契約も含みます。
た 特 定 感 染 症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類～三類感染症で、例えば以下のような感染症をいいます。(2021年8月現在) エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9亜型に限ります。)、新型コロナウイルス感染症(一類～三類感染症には該当しませんが、補償対象となります)。
は 配 偶 者	婚姻の相手方をいいます。なお、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(ただし、これらの事情・状態にあることを、書面などにより確認できる場合に限ります。)。
発 病	医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された場合をいいます。
被 保 険 者	保険の対象となる方をいいます。
扶 養 者	お子さま(被保険者)の生活費および学業費用を負担して生計を支えている親権者で、保険加入時にご指定いただいた方をいいます。
保 険 期 間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
保 険 金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
保 険 金 額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
保 険 年 度	①保険期間に1年未満の端日数がない場合 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から順次1年間ずつをいいます。 ②保険期間に1年未満の端日数がある場合 初年度については保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

知的障害教育校総合補償制度(こども総合保険)の補償概要

下記、補償概要については、主な場合を記載しております。詳細については、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

補 償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
●個人賠償責任補償 (国内外補償) ・個人賠償責任補償 条項の一部変更 ・受託品賠償責任 補償	<p>被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物(情報機器などに記録された情報などを含みます。)に損害を与えた場合に、保険金をお支払いします。</p> <p>●本人(加入者)証記載の被保険者の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故</p> <p>●日常生活に起因する事故</p> <p>受託品(被保険者が他人から借りたり預かったりしている財物をいいます。)については、本人の住宅内に保管している間、または一時に住宅外に持ち出している間の事故により生じた損壊などに限ります。</p> <p>(※)電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。</p> <p>お支払いする保険金</p> <p>次の賠償金や費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●損害賠償金(1事故につきご加入の個人賠償責任保険金額限度。ただし、情報機器などに記録された情報の滅失などにかかる損害については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額が限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。)(注1)受託品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●通貨、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、動物、植物、データなどの無体物 ●スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、ヒッケルなどの登山用具を使用する山岳登攀など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具など <p>(注2)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。</p> <p>(注3)学校の管理下中やクラブ活動中に、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象となりません。</p> <p>被保険者の範囲</p> <p>①本人(加入者)証記載の被保険者をいいます。②本人の親権者③本人の配偶者④①から③までの同居の親族⑤①から③までの別居の未婚の子⑥本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。⑦②から⑥までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。</p>	<p>次の事由によって生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務(アルバイトおよびインターナンシップを除きます。)遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●職務(アルバイトおよびインターナンシップを除きます。)の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任など <p><受託品にかかる保険金をお支払いしない主な場合></p> <p>上記に加えて、次の事由によって生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したことなど
●育英費用補償 (国内外補償)	<p>扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、育英費用保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(注1)同種の補償・特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が複数のご契約を通算してお支払いの限度額となります。</p> <p>(注2)「育英費用補償」は、次の場合に効力を失います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育英費用保険金をお支払いした場合 ・被保険者が独立して生計を営むようになった場合 ・被保険者が扶養されなくなった場合 	<p>次の事由によって生じたケガなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。) ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●扶養者が死亡または重度の後遺障害状態となつた時に、被保険者を扶養していない場合など
●傷害補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒 補償セット	<p>○死亡保険金</p> <p>被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(注)同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。</p> <p>○後遺障害保険金</p> <p>被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>(注)お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。</p> <p>○入院保険金</p> <p>被保険者がケガにより入院した場合に、[ご加入の保険金額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)</p> <p>○手術保険金</p> <p>被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度)</p> <p>①入院中に受けた手術の場合 [入院保険金額×10] ②①以外の手術の場合 [入院保険金額×5]</p> <p>○通院保険金</p> <p>被保険者がケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご加入の保険金額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度)</p> <p>(※1)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギブスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。</p> <p>(※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。</p>	<p>次の事由によって生じたケガなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。) ●特に危険な運動中のケガ(ヒッケルなどの登山用具を使用する山岳登攀、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 <p>など</p>
●熱中症危険補償 (国内外補償)	<p>急激かつ外來の日射または熱射による身体障害に対して、以下の【対象となる保険金】のうちご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。</p> <p>【対象となる保険金】 「傷害補償」(死亡・後遺障害・入院・手術・通院)の保険金</p>	<p>「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ</p>
●特定感染症補償 (国内外補償)	<p>被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。(各保険金をお支払いする場合の要件には、傷害補償と同様です。)</p>	<p>次の事由によって発病した特定感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症(初年度契約の場合) ●次の事由によって発病した特定感染症 <p>①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為、闘争行為③地震・噴火またはこれらによる津波④戦争・革命・内乱・暴動⑤放射線照射・放射能汚染</p>

個人情報の取扱いについて

契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

次の場合、ただちに取扱代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。

1. 補償期間(保険期間)中にこの保険の対象となる事故などにあわされた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。その後の手続きについてご案内します。
2. 後日お届けする加入者証の記載内容に変更があった場合(住所変更・転校・転園など)は必ずご連絡ください。住所変更のご連絡をいただけない場合、重要なお知らせがお届けできなくなることがあります。
3. 当制度は団体の構成員(会員)を対象としており、転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなる場合は、脱退等の手続きが必要となるため必ずご連絡ください。以下の補償をご契約されているお客様まで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますか、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。【個人賠償責任補償・育英費用補償等】

●引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しております。

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会事務局 〒105-0012 東京都港区芝大門1-5-3 ヤマシタ芝大門ビル5階 TEL.03-3433-7651

引受保険会社

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄5-27-12 富士火災名古屋ビル2F TEL.052-857-1400 FAX.052-251-2142

AIG損害保険株式会社 名古屋支店 <https://www.aig.co.jp/sunpo> 受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く(午前9時~午後5時)

このパンフレットは総合補償制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。(S-220112 2023-05)